

Title	日本霊異記下巻第三十八縁に就て
Sub Title	A study of The Nihon-Ryoiki : The thirty-eighth story in third volume
Author	福島, 行一 (Fukushima, Koichi)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	1960
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.10, (1960. 6) ,p.1- 9
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00100001-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本靈異記下卷第三十八縁に就て

福 島 行 一

日本靈異記の撰者景戒は私度僧であった。私度僧とは、当時の風習として、官の許しを得ずして仏道に入り、僧の形をとりながら、一方では俗家に居て妻子を養っている僧形在家の者の謂である。私度僧志願の理由を井上薫氏は「課役を免れるため官許を得ないで僧尼となる」ことと説明している。^(註1)「頃者、百姓は法律に乖き違ひて、恣に其の情に任せ、髪を剪り、鬢を髡り、輒く道服を著く」「率土の百姓、四方に浮浪れて課役を規避り、遂に王臣に任へ、或は資人を望み、或は得度を求む」(統日本紀卷七)という正史の記述は、生活の苦しさを私度僧の中に逃れ去ろうとする当時の一般的傾向を説明する時、多く歴史家の引用する箇所である。^(註2)更に、靈異記にも居住地を出て優婆塞となり課税を離れた私度僧が浮浪人の長によって「汝、浮浪人、何ぞ調を輸さざる」と噴め縛り打たれ雑誦に駆り使われた(下14)、或は一人の私度僧が歴門乞食した(下15)といっているのは、正史にみえる状態を如実に反映したものに他ならない。ところで、靈異記の撰者景戒が、かような正式に手統をふまない僧であったことは、必ずしも彼が生活の苦しさを私度僧の中に逃避しようとするこの一般的風潮に倣ったということを意味してはいないように思われる。景戒が官許の僧に比べ、どの程度の仏教知識をもっていたかは、この点で一応考えてみる必要がある。優婆塞貢進解は、当時正式に仏道に入ることを志望した者が、浄業期間に如何なる經典を師主の指南を受けつつ誦誦していたかを示すものである。ところで、靈異記には約二十種ほどの経論からの引用がみえ

る。また多くの經典の題号が本文に散見する。このかなり多方面に亘っている經典を貫進解にみえるそれと比べてみる時、兩者の大部分は一致する。^(註4)このことは、私度僧景戒の仏教知識が、当時の所謂名僧知識と呼ばれている人達のそれには及ばずとも、官僧に比べればそれと同程度の学識であったと想像出来る。すると、景戒度縁の事由はかなり明瞭になる。つまり彼の場合、生活の苦しさからの逃避というよりもむしろ、それはよほど精神的な面をもっていた、更に正確にいうなら自己の生活の苦しさを精神的な面による救い(入信)に求めていたと言えるように思う。

ところで、日本靈異記三巻のうち、景戒が自己の伝記について述べているのは下巻第三十八縁である。この下巻第三十八縁の中で、私の特に注意したいのは、第三十八縁が内容の上から大きく二つに分けることが出来るということ、つまりその前半分には奈良時代末期から平安時代初期に至る社会的事件が述べられ、後半に景戒自身の身辺に起った事件が述べられているということである。更に、この前半分に述べられた社会的事件は、彼自身の生涯に年代の上で極めて近い時期のものであること、つまり彼は自己の境遇と時代的に重複するこの社会的事件を同様の意識で取扱うことが出来たと考えられる。このように自己を社会的なものとの関聯においてのみ捉えるより外になかった靈異記の撰者景戒の姿は、先に述べた私度僧としての彼のイメージと重なる時、それはかなり興味深い存在であるように私には思えてくるのである。

ところで、下巻第三十八縁の内容は次のようなものである。まず前半の部分である。聖武天皇は大納言藤原仲麻呂を御前に召して、自分の死後日本の国の政治は孝謙天皇と道祖王の二人が協力して行われるべきことを勅し、その実現を仲麻呂に誓約させるのである。天皇の死後、仲麻呂はその勅の如く孝謙天皇を天皇の位に、道祖王を皇太子とする。ところがその孝謙天皇の御世、皇太子である道祖王及び彼の兄弟である塩焼王また黄文王などが獄死する。孝謙天皇の次に天皇の位についたのは淳仁天皇である。この淳仁天皇が、讓位された孝謙天皇に憎まれて天皇の位を退けられ、淡路島に流されてしまう。そして最後には藤原仲麻呂及びその一族が殺害されてしまうのである。次に天皇の位は孝謙天皇が重祚して称徳天皇となる。その天平神護元年、いわゆる道鏡法師が称徳天皇と同じ枕に交通して天下の政治を掌握し、更に道鏡は法皇の位にまで出世するのである。次に神護景雲四年光仁天皇が即位する。天応元年桓武天皇が

即位する。更にその天皇及び早良皇太子の長岡の宮への遷都が行われる。そして最後に桓武天皇の長岡遷都に力のあつた藤原種継が同じ長岡の宮において賊の為に射殺されてしまうのである。以上が第三十八縁前半に記述された社会的事件の全貌である。これら靈異記の伝える社会的事件は、正史の伝える事実とその大部分が一致する。そしてこの下巻第三十八縁前半で述べられたことは、奈良時代末期より平安時代初期に至る社会象の不安定、それが特に横死人列伝の如き体裁で書かれているやに思われるふしのあることである。

次に第三十八縁後半の部分である。延暦六年九月四日、景戒は自己の境遇にもとづく深い宗教心を起して、その夜重大な意味を有する夢を見る。つまりその時の自己の境遇を彼は次のように語っている。「ああ耻しきかな、忝しきかな、世に生れて命活ひ、身を存ふること便無し。等流果に引かるるが故に、愛網の業を結び、煩惱に纏はれて、生死を継ぎ、八方に馳せて、生ける身を短く。俗家に居て、妻子を蓄へ、養ふ物無く、菜食無く、塩無く、衣無く、薪無し。万の物毎に無くして、思ひ愁へて、我が心安からず。昼もまた飢ゑ寒え、夜もまた飢ゑ寒ゆ」と。更に引続いて「我、先の世に布施の行を修せず。鄙なるかな我が心、微しきかな我が行」と。そしてこの夜彼は重大な意味を有する夢を見るのである。その夢の内容は、彼の前に一人の乞食僧があらわれ彼の今迄の生活における修行の至らなさを反省させ、更に一卷の経典を彼に与えて去るといふものである。乞食僧の与えた経典は、人を教え導くに良い書、諸教要集という仏教教典であつた。景戒はこの夢に対する夢解（夢判断）を行っている。そしてこの夢が何か貴いお示し（聖示）ではなからうかと予測しているのである。続いて半年後再び彼は夢を見る。その夢の内容は、彼が自分自身「死後火葬されるというもので、「景戒が身死する時、薪を積み死せる身を焼く。ここに景戒が魂神の主、身を焼く辺にて見れば、意の如く焼けざるなり。すなはちみづから椀を取り、焼かるる己が身を築もて榮き、椀に申し返し焼き、云々」といふものである。更に今度の夢に対し「夢の答いまだ来らず。ただ惟ふには、若し長命を得むか、若し官位を得むか」と夢解を行っている。然るに延暦十四年十二月三十日、彼は伝灯住位という僧位を得るのである。そして彼の伝記の最後の部分は次の如き不吉な内容を僅か敷衍のうちに述べて終るのである。延暦十六年「十二月十七日をもて、景戒が男死す」更に「十九年庚辰の正月十二日、景戒が馬死す」更に「同じ月二十五日に馬死す」。

以上が、下巻第三十八縁の内容の要約である。それは要するに、前半に社会象の不安定ということ、後半に個人生活における不幸ということ述べたものと考えることが出来る。ところで、この二つの異った記述は、見方によって機械的表面的な並べ方のように

も思われるが、結局この二つを通じて仏教説話集としての日本靈異記の性格から仏教修善の必然性という景戒の考え方が読みとれるのである。それが第三十八縁最後の次のような言葉「ここをもて当に知るべし。災の相まづ兼ねて表れて、後にその実の災來ることを。然るに景戒、いまだ軒轅黃帝の陰陽の術を推ねず、いまだ天台智者の甚深の解を得ざるが故に、災を免るる由を知らずして、その災を受け、災を除く術を推ねずして、滅び愁ふることを蒙る。勤めざるべからず、恐れざるべからず」という彼自身の仏教修善を促す口吻となつて表れたと見ることが出来るのである。

しかし、それにもかかわらず私は社会的不安と個人的不幸というこの異つた二つの事象の列挙に対して、以上の如き仏教流の因果關係以外に、一つの仮説について考えてみたい。

まず景戒について考えてみる。彼が私度僧であつたことは前に述べた。「俗家に居て、妻子を蓄」えというのは、この生活を述べたものである。当時の彼は極端に貧乏であつた。「養ふ物無く、菜食無く、塩無く、衣無く、薪無し。万の物毎に無くして、思ひ愁へて、我が心安からず。昼もまた飢多寒え、夜もまた飢多寒ゆ」と言い、この不安な生活に対する反省が「ああ耻しきかな、忝しきかな、世に生まれて命活ひ、身を存ふること便無し。等流果に引かるるが故に、愛網の業を結び、煩惱に纏はれて、生死を継ぎ、八方に馳せて、生ける身を短く。(中略)我、先の世に布施の行を修せず。鄙なるかな我が心、微しきかな我が行」という自覚になつて表われている。そして彼が自己の極端な生活の苦しさを精神的な面による救いの中に求めたのは、実にこの深い反省の意識であつたと考えられる。次に述べられた夢と夢解の事實は、この時における彼自身の精神状態を如実に示すものである。彼に生きる道を指示した一巻の經典、諸教要集は乞食の僧によつて与えられたものであつた。彼はこの夢を聖示と解し、更に乞食の僧を觀音の生れ變りと解釈している。「夢の答いまだ詳ならず。ただ疑はくは、聖示ならむ。沙弥は觀音の變化ならむ。何をもての故にとならば、いまだ具戒を受けざるを、名けて沙弥とす。觀音もまた爾り。正覚を成せども、有情を饒益せむが故に、因位に居り。乞食すとは普門の三十三身を示すなり」と彼はこのことを述べている。ところで、この夢と夢解が述べられた箇所は、彼の自叙伝のうちの約半分以上の分量をしめている。この部分分が、かくの如き長文である理由は、靈異記中この箇所が最も多くしかも具体的に仏教教理が述べられている為である。このことは次

の事実を帰納する。つまりこの箇所において、彼は私度僧としての自己の立場を純粹な仏教教理の上から裏付けようとしていること、しかもその意識が夢の中に表われ、その夢を聖示として解釈しているのは、彼自身の理想がこの夢の教理の中に実現したと信じているふしのあることを暗示しているわけである。夢と夢解とは私度僧として生きていた当時の景戒自身における深いあこがれを物語っていたわけである。しかるに引続いて述べられる再度の夢は極度に暗示的である。それは先に述べた如く彼が自分自身死後火葬されるという内容のものであった。更に彼はこの夢に対し「夢の答いまだ来らず。ただ惟ふには、若し長命を得むか、若し官位を得むか」と夢解している。ところで僧侶の死後火葬の例は道照にみる。続日本紀文武天皇四年三月の条に次の記述がある。「道照和尚、物化^{むか}せぬ。(中略)弟子等、遺教を奉けて、栗原に火葬す。天下の火葬、此よりして始めり」と。道照については靈異記にも上巻第二十二縁、二十八縁の両縁に互って詳細な記述がある。そのいずれもが最上級の賛美を捧げたもので、特に第二十二縁の終には「賛に曰はく、船の氏徳を明^{あやま}にし、遠く法蔵を求む。これ聖にして凡にあらず。終に没して光を放つ」と書いて聖僧道照に対する手ばなしの賛美を彼は告白している。この点、景戒が僧侶として死後火葬の夢をみたことは、自己のかくあるべきと信じていた姿が夢の中に実現したことを意味している。そして次の「長命を得むか、若し官位を得むか」という夢解によって、彼が長い間抱きつづけてきた自己の姿をかなり明瞭に捉えることが出来る。つまり初めの夢において、官許を得ない自己の私度僧としての理想を十分な戒を受けず未完成の地位にある観音の姿の中に画いてその夢を聖示と解釈した彼は、再度の夢においては、自己の姿を道照という極めて具体的な人物の中に画き、更にその夢に対し夢の答の来るべきことを期待しているわけである。そして彼の夢―理想―とその実現こそ官許の僧にして長命を得ることにあったと捉えることが出来るのである。この点で延暦十四年十二月三十日、彼が伝灯住位の僧位を得て官僧となった時、私度僧として出発した彼の夢は実現したとみることが出来るわけである。しかるに下巻第三十八縁の記述は、いうまでもなく以上の部分だけではない。前半に長々と彼が生きていた時代の不安を、更に彼の伝記の最後の部分には不吉な数行を記している。この不吉な数行こそ彼のそれ以前の個人生活を社会的な面にまで拡大した理由と考えられるのである。

再度この部分を靈異記から引用すれば、「景戒が男死す」「景戒が馬死す」「馬死す」と重なる凶事が彼を襲っているわけで、自らの従来過ごしてきた生活が官僧になることによって満足されたにもかかわらず、この凶事の連続によってむしろそれは崩れ去ってしま

うようである。この時、彼の眼の前に自分の背負っていた運命が突然表れ、自己の姿が実際はこうであったと彼は気付くように思われる。この前半生と後半生における彼自身のかくある筈と信じていた自己の姿と、実際にそうである姿との落差の大きさが、下巻第三十八縁における個人の不安と社会の不安という二つの異なった記述を結びつける景戒の考え方を支える支点となり、更にその記述を真実味あるものにしていくと考えられるのである。

次に三十八縁前半の部分を考えてみる。その部分で述べられていたのは景戒の生涯と重複する「時代の不安」であった。再度その内容をここに要約すれば、聖武天皇と藤原仲麻呂との誓約、孝謙天皇と道祖王による政治、道祖王・黄文王の獄死、淳仁天皇の淡路島配流、藤原仲麻呂の殺死、道鏡の掌政、光仁・桓武天皇の即位、桓武天皇・早良皇太子の長岡宮遷都、藤原種継の射死ということになる。ところでこの内容の要約から考えられることは、なにもまず奈良時代末期から平安時代初期にかけて頻発した皇位継承をめぐる政変の事実である。更に靈異記においては、それが幾多の皇族と貴族の横死（恨みを吞んでこの世を去る）という点に注意がはらわれているのである。このことは靈異記に登場する人物を、正史の記述するそれらの人物の生涯と比較する時、一層明らかとなるように思われる。例えば皇位継承に関する聖武天皇と仲麻呂の誓約は正史の記述しないところである。しかるに靈異記において、まずこの誓約が取り上げられたことは、靈異記の記述がこの皇位継承という皇族と貴族の運命を左右する事件に深く関心をはらっていることを暗示している。次に孝謙天皇の即位と道祖王の立太子は靈異記と正史の重複記載せる事実である。この道祖王の廃太子、更にその獄死もまた正史の詳述するところである。次に淳仁天皇の廃位と淡路島配流は正史の共に記載せるところであるが、正史には更に流罪された廢帝の淡路島における憤死という事件を述べている。淡路島配流の翌年「淡路の公、幽憤に勝へず、垣を踰えて逃ぐ、守佐伯の宿禰助、掾高屋の連並木等兵を率ゐてこれを邀ぎ、公還りて、明日院中に薨じぬ」（統日本紀卷二十六）というわけである。靈異記の廢帝に関する記述はこの点にまで及んではないが、下文にみえる「親□滅の表相」という表現は靈異記の意図を暗示しているやに思われる。次に藤原仲麻呂の殺死については、正史の共に記述するところである。次の道鏡について、その称徳天皇との交通の事実はいうまでもなく正史に記載を認め得ない。しかるに靈異記には、正史の伝える道鏡の政治的失脚と下野薬師寺における憤死の事実を述べていない。このことは、正史の記述しない道鏡・称徳帝交通という世上の俗説を靈異記が記述することによって、かえってその俗説が当然

持っている彼の憤死という事実との関聯を臆測させているやに思われるのである。次の光仁・桓武天皇の即位、桓武天皇・早良皇太子の長岡宮遷都更に藤原種継の射死という一聯の事實は正史の重複記載せるところである。ただ靈異記はこれらの事實をいずれも極めて簡単に記述しているが、そのことは皇位継承と遷都という皇族・貴族の運命にかかわる重要事件として正史に就いて考える時、それは幾多の事實を暗示する因ともなっていると思われる。例えば皇后井上内親王の廢后と他戸親王・早良皇太子の廢嫡は光仁・桓武兩帝の皇位継承に關聯し、種継の横死は遷都にまつわる政変に關係しているといふごとくである。^(註5)

以上靈異記下卷第三十八縁前半における社会事象の記述を正史と比較しつつ考察して来たが、警戒はこれらの記述においていずれも皇族・貴族の運命と深く關聯性をもつ皇位継承をめぐる政変という時代の不安に自己の主題を集中しており、更に彼は時代の不安を特に政変に相次ぐ皇族・貴族の横死という形ではっきり意識していたのではないかと思えるのである。もし以上の考察が認められるならば、次にこの横死事件という第三十八縁前半の記述が、後半部における彼の個人生活における不幸という記述と如何なる意味で關聯するののかという重要な問題に逢著する。

個人生活の不幸が社会事象の不安定と最も深く結びつくのは、一般的に次の点においてである。光仁天皇の宝龜四年三月「天下の穀の餽^{たかひ}騰^{たか}り貴^{たか}して、百姓飢急せり、賑恤を加ふといへども、猶ほいまだ存濟せず」(統日本紀卷三十二)。更に聖武天皇の死去した天平勝宝八年より藤原種継の暗殺された延暦四年に至る約三十年間における天災・地震・人禍の例を正史より摘出すれば、地震・飢饉(凶作による米価の高騰)・疫病の流行・河川の氾濫・火事・盜賊の横行・兵乱そして百姓の逃亡という事件が年ごとに幾つも重なって起つていたのである。この社会不安によって万民は難渋し、それが百姓における課役を免れるための逃亡、宮廷における疫災・早災などをはらうための祭りという形になって表れている。これが個人生活の不幸が社会事象の不安定と直接關係する点である。しかるに靈異記下卷第三十八縁前半は、以上の如き社会不安を全く記述しない。ところで、これら相次ぐ社会不安に対して当然それに対する攘災の手段が考えられる。これが正史に続出する疫神祭である。この疫神祭の中で、私の特に注意したいのは横死せる人物が疫神として祭られるという点である。あらゆる天災人禍を恨みを呑んで死んだ人物(横死人)の崇りに基づくものと考えるのは御靈思想である。靈異記より僅かばかり時代は下るが、天下の疫病が藤原吉子の崇りとみられたり、或は北野天神に祭られた菅原道真が各種の災厄を相次いで引

き起したりするのはこの例である。^(註6)つまり個人生活の不幸と直接関係をもつのは、各種の天災人禍であり、各種の災厄は当時横死せる皇族・貴族の崇りに基づくと考えられるふしのあることを此処で推定したのである。

ところで、私はこの下巻第三十八縁を問題にする前、靈異記全体に關聯するものとして横死人の意味を取りあげたことがあった。^(註7)この前の論文で明らかにしたかったことは、靈異記が一見仏教説話集の体裁を取りながら、実は日本独特の御霊という考え方(前述せる如くそれは横死人のたたりということであるが)によって社会不安が生ずるということ、つまり社会不安の起る原因を横死人の崇りとして靈異記が説明しているふしのあることを指摘したのであった。このことは、この下巻第三十八縁の場合にも適用出来ると思う。

つまり景戒は、第三十八縁前半における記述において、前述せる如く地震・飢饉・疫病の流行などの社会不安よりもむしろ皇位繼承をめぐる皇族・貴族の横死事件、つまり恨みを呑んだまま死せる人達の運命に自己の考えをしばっているということである。

ところで、靈異記中巻第一縁に横死せる長屋王の霊が土左国の百姓に崇って多く死亡させたことが述べられている。ある特定の横死人が怨みを抱く特定の個人(敵手)に報復した例が正史において奈良時代末期より平安時代初期にかけて次第に多く表われてくる。その明瞭に指摘し得る例が、横死せる早良皇太子の安殿親王に対する崇りである。桓武天皇の延暦十一年六月「皇太子久病。卜之。崇道の明瞭に指摘し得る例が、横死せる早良皇太子の安殿親王に対する崇りである。桓武天皇の延暦十一年六月「皇太子久病。卜之。崇道天皇為崇。遣諸陵頭調使王等於淡路国。奉謝其靈。」(日本紀略前篇十三)というので、以後その報復事件は次第に頻発の度を増して来るのである。しかるに、長屋王と百姓の死という靈異記の記述がもっている意味は、この特定個人に対する報復という点にいささかも触れていないところにある。それは横死人が自己の怨みを抱く敵手を飛び越えて、不特定個人つまり誰彼の見境なく崇っているからである。

このことは、景戒の考えの中に自己の相次ぐ不幸が御霊に基づく災厄に原因するのだと気付くよりもむしろ、その不幸が直接皇族・貴族の崇りに触れていることから触発されたのではないかと信じていた部分のあることを明らかとするのである。彼が自己の伝記を書くに際し、その前半に長々と自叙伝とは一見無関係な皇位繼承をめぐる皇族・貴族達の横死事件をまず取り上げた意図は、実にこの考へによるものであったのである。実際にはこの前半の部分に一行だに横死人の崇りについての記述を発見することは出来ない。また彼自身の不幸に關する記述の中にも、その不幸の原因を見出すことは困難である。それにもかかわらず下巻第三十八縁に記述された文章

の行間に、その前半部においては横死せる皇族・貴族の運命の背後に漂い、後半部においては不幸な景戒の運命を誘う御霊の姿がはつきり私には見えるように思えるのである。ただし景戒を襲った不幸の記述は、後半部の僅か数行のみにすぎない。しかもそれは後半部の大部分を読み終えた私の前に突然表われてくる。しかし、この景戒の書き方によって、彼の不幸はかえって強く印象づけられる。読者は期せずしてその注意を第三十八縁前半部に呼び戻されてしまう。まさしく彼は自分自身の不幸を記述するに際し、個人生活が相手かまわず飛び込んで来る御霊によって直接脅かされていると促えて書いたのであった。同時にこのことは、彼が度重って起る自己の凶事によって実際にそうである自己の姿として把握したものが、疑いもなく御霊を背負いつづける人間の運命的姿であったのである。

そしてもしこのことが認められるならば、彼にとって問題であったのは、先に述べた如き仏教修善の必然性ということよりもむしろ、まずその御霊を鎮めること、その為にごそ仏教修善の必然性がありそれがひいては自己の不幸をも救うのだという強い信念になったものと思うのである。日本霊異記下巻第三十八縁の最後に書きとめた彼の次のような言葉「災を免るる由を知らずして、その災を受け、災を除く術を推ねずして、滅び愁ふることを蒙る。勤めざるべからず、恐れざるべからず」、この言葉の中に仏教修善以外に自己の生き手段をなくした修行僧景戒の姿を私は推定したのである。

(註1) 井上薫「行基」(吉川弘文館発行)

(註2) 井上光貞編「古代社会」(朝倉書店発行)、北山茂夫「万葉の世紀」(東京大学出版会発行)、井上薫「行基」など参照。

(註3) 以下、霊異記の引用は全て武田祐吉「日本霊異記」(朝日古典全書)に依る。

(註4) 禿氏祐祥「日本霊異記に引用せる経巻に就て」(仏教研究一・二巻)

(註5) 喜田貞吉「帝都」(日本學術普及会発行)、川上多助「平安朝史」(「綜合日本史大系」所収)、北山茂夫「日本古代政治史の研究」(岩波書店発行)、佐伯有精「長岡・平安遷都事情新考」(日本歴史一二五号)

(註6) 御霊思想については、柳田国男「雷神信仰の変遷」(「妹の力」所収)、堀一郎「我が国民間信仰史の研究(宗教史篇)」(創元社発行)、大野功「平安時代の御霊思想」(日本歴史一一四号)など参照。

(註7) 国文学論叢第三輯「平安文学」(至文堂発行)所収論文。